

講座・イベントの ごあんない

イベント

■市民活動プラザむつあい 休館日変更	9月15日(月・祝)開館、9月16日(火)休館
■マネジメント講座「NPOについて学ぼう！」	9月21日(日)13:30～15:30
■市民活動推進センター 休館日変更	9月23日(火・祝)開館、9月24日(水)休館
■湘南台駅地下パネル展示 参加団体募集	9月26日(金)締切
■ITサポート講座「らくらくWindows講座」	10月6日(月)13:30～16:00

NEW!

支援施設からのお知らせ

■市民活動プラザむつあい 休館日変更

「市民活動プラザむつあい」は、敬老の日のため9月15日(月・祝)を開館日といたします。翌日16日(火)が休館日となります。ご注意ください。



■マネジメント講座「NPOについて学ぼう！」

「NPOって何だろう?」「受益者について考えてみよう」といった組織運営について学ぶ講座を開催します。

日時：9月21日(日)13:30～15:30
会場：推進センター会議室A・オンライン

講師：手塚 明美 氏(認定NPO法人 藤沢市民活動推進機構 理事長)
料金：1,000円(学生・18歳未満無料)

対象：NPOや市民活動・地域活動に興味のある方
定員：30名(会場20名・オンライン10名)

主催：藤沢市市民活動推進センター



■湘南台駅地下パネル展示 参加団体募集

第6回湘南台駅地下パネル展示を開催します。湘南台駅地下を利用する人たちに市民活動を知つてもらう機会として毎年開催しています。配架チラシも1,000枚を超える実績が出るようになりました。大きなサイズの紙面づくりや他の団体との交流機会にもしたいので、たくさんのご参加をお待ちしています。

※9月30日(火)に説明会を実施

締切：9月26日(金)17:00

場所：湘南台駅地下アートスクエア

料金：無料

対象：藤沢市市民活動支援施設登録団体
問合：市民活動プラザむつあい



■ITサポート講座「らくらくWindows講座」

Windows11の、今だからこそ知りたいあれやこれやをお伝えします。使い方を学びたい方、改めてWindowsの機能を知りたい方など、WindowsのPCをお持ちの方におすすめの講座です。

日時：10月6日(月)13:30～16:00

会場：市民活動推進センター会議室

内容：Windows11の解説、できること等

料金：1,000円

対象：NPO・市民活動・地域活動に関わっている方
定員：10名(先着順・貸出PC5台まで)

講師・運営：藤沢市市民活動支援施設サポートクラブITサポート



■市民活動推進センター 休館日変更

「市民活動推進センター」は、秋分の日のため9月23日(火・祝)を開館日といたします。翌日24日(水)が休館日となります。ご注意ください。



発行：藤沢市市民活動支援施設

本館：市民活動推進センター

開館時間 9:00～22:00 火曜休館

※日・祝は9:00～20:00

TEL 251-0052

神奈川県藤沢市藤沢1031 アーバンセンター藤沢2F

TEL: 0466-54-4510 FAX: 0466-54-4516

Eメール：f-npopoc@shonanfujisawa.com

分館：市民活動プラザむつあい

開館時間 9:00～17:00 月曜休館

TEL 252-0813

神奈川県藤沢市亀井野4-8-1 六会市民センター2階

TEL & FAX: 0466-81-0222

Eメール：f-npopla@shonanfujisawa.com

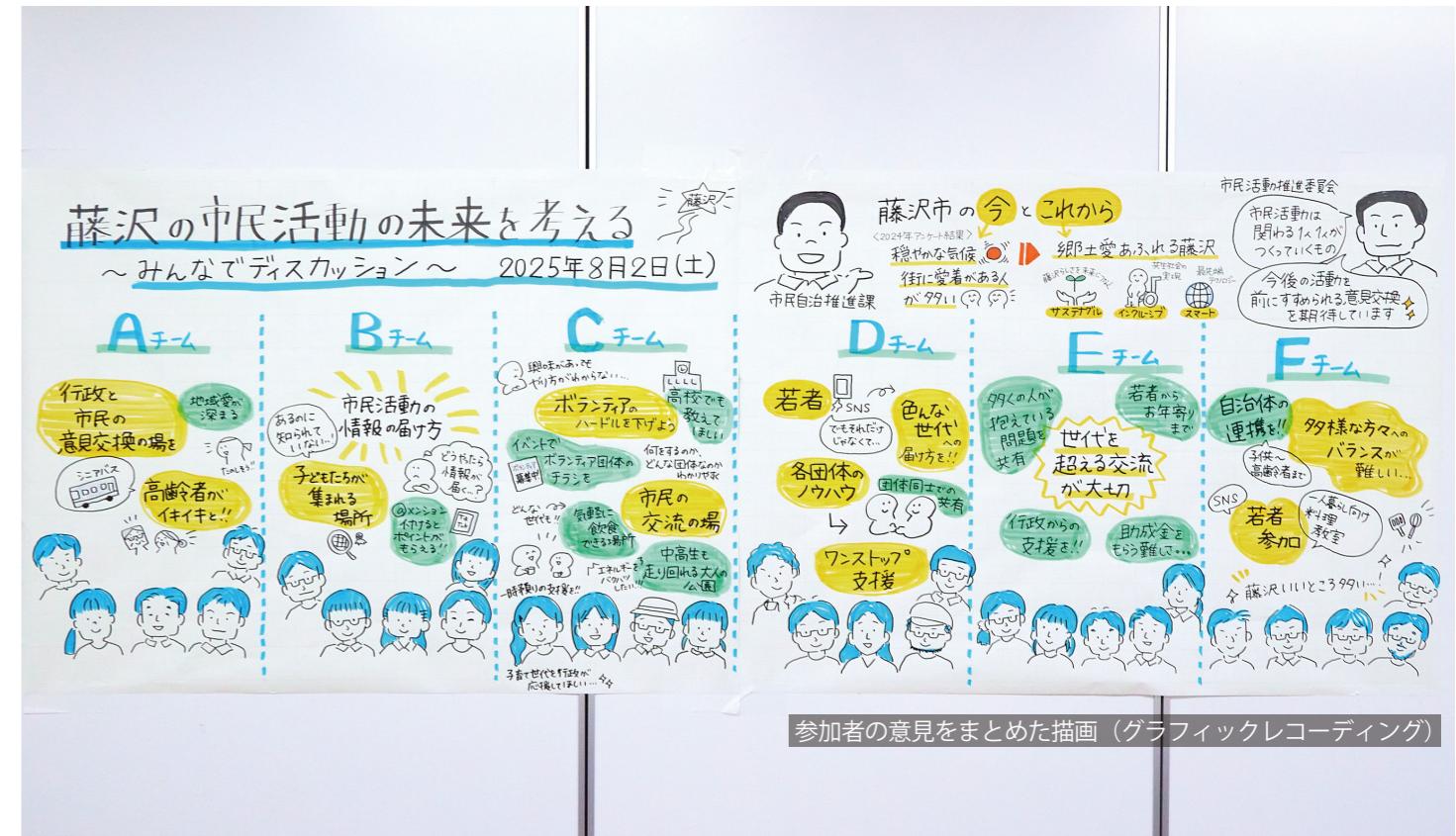
編集：認定NPO法人 藤沢市民活動推進機構(藤沢市市民活動支援施設 指定管理団体)

※この情報誌は、サポートクラブのメンバーのご協力により、皆さまのお手元に届いております
サポートーも随時募集中です！



藤沢市市民活動支援施設情報誌「F-wave」

特集：市民活動の未来を描く



参加者の意見をまとめた描画(グラフィックレコーディング)

8月2日(土)、藤沢商工会館ミナパークの会議室にて、ワークショップ「藤沢の市民活動の未来を考える～みんなでディスカッション～」を開催しました。本イベントは第5期藤沢市市民活動推進計画の策定に向け、幅広くご意見を伺うために実施しました。

当日は10代から70代までの幅広い世代、総勢43名の参加がありました。市民活動に取り組んでいる方や、これから関わろうとしている方、また市役所や企業の立場から関わる方まで、多彩な背景を持つ人々が会場に集まりました。

ワークショップの冒頭では、藤沢市の現状や方針などを藤沢市市民自治推進課の方より説明していただきました。その内容

を踏まえて、1度目のグループディスカッションとして自己紹介及び市の現状に関するお話を共有しました。次の時間では、藤沢市市民活動推進計画が「市民活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため」に策定されたこと、そして市民活動推進計画の改定の審議などを行う「藤沢市市民活動推進委員会」について紹介がありました。

その後、ワークショップのメインであるグループディスカッションの時間となりました。この時間では「藤沢の市民活動の未来」をテーマに、参加者の方が普段感じていることや疑問など、自由に意見を出し合いました。

(次ページに続く)



市民活動の未来を描く



グループ発表時の様子

各テーブルで笑いが起つたり、真剣にうなづき合つたりする姿が見られ、発表の場面では「そんな視点があったのか！」と驚きや共感の声が飛び交うなど、会場は終始にぎやかな雰囲気に包まれていました。

あるグループからの意見では「誰もが気軽に立ち寄れる居場所を増やしたい」という声がありました。「地域のカフェのような場所で、世代を超えて自然に会える場があれば、市民活動に触れるきっかけになるのでは」という意見や、「失敗しても大丈夫な実験的な場があれば、若い世代の成長や自信につながるので、中高生が学校以外で挑戦できる場を用意しては」というアイデアも出されました。

また、「子育て世代が安心して活動に参加できるよう、託児やオンライン参加の仕組みがもっと必要」という声や、「市民活動の情報が十分に届いていない人が多いので、発信を工夫すべき」「企業や行政とつながることで活動の幅が広がり、持続可能性も高まるのでは」といった声も上がりました。

思い思いに参加者から出る意見に対し、「なるほど！」と共感が広がったり、「そんな発想はなかった」と驚きの声が上がる場面もあり、互いに学び合い、刺激し合う時間となりました。立場や世代を超えて多様な視点に触れることで、自分一人では気

づけなかった可能性に目を向けることに繋がったのではないでしょう。

今回のイベントは、普段から市民活動に取り組んでいる人にとっても、新しく関わろうとしている人にとっても、それぞれの日常に活かせる学びやヒントを得られる機会となったようです。企業の方などからは「市民活動団体の目線で見た意見を知ることができた」という感想もあり、相互理解を深める時間になったようです。

そして、藤沢のまちや市民活動に想いを持つ方々が集い、意見交換する場があることで、新たなつながりや活動の芽が生まれる可能性を強く感じました。

普段の生活の中で「こうだったらしいのに」と思う小さな気づきも、言葉にしてみると誰かの悩みやモヤモヤの解決につながるかもしれません。実際に、今回の場でも一人のつぶやきが別の人の共感を呼び、そこから新しいアイデアが広がってきました。小さな声でも、外に出てみることで、誰かの背中をそっと押す力になります。日々感じている想いを言葉にし、まずは行動に移してみませんか。あなたの意見が、未来の市民活動を変えるきっかけになるのでは」という意見や、「失敗しても大丈夫な実験的な場があれば、若い世代の成長や自信につながるので、中高生が学校以外で挑戦できる場を用意しては」というアイデアも出されました。

(取材と記事作成: 永山)



グラフィックレコーディング制作中のMIOさん

団体紹介

藤沢市市民活動推進委員会

設立: 2002年4月

詳細は[こちら](https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/jitsugi-s2/kurashi/shimin/shimin/suishininkai.html)

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/jitsugi-s2/kurashi/shimin/shimin/suishininkai.html>



藤沢市市民活動推進委員会とは、藤沢市市民活動推進条例に基づいて設置されている委員会です。推進委員会では、市民活動推進計画に関する事項、市民活動支援施設に関する事項、その他市民活動推進に関する必要な事項を審議しています。

なお市民活動推進計画とは、市民活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するもので、市民活動の推進に関する次の事項を基本施策としています。

- (1) 活動の場所の整備に関すること
- (2) 情報の収集及び提供に関すること

(3) 市民活動を行うものに対する支援に関すること

(4) 市民、市民活動を行うもの、事業者及び市の連携、これらの交流の推進に関すること

(5) このほか、基本施策として必要な事項

2005年9月に第1期の計画が策定され、2025年度は第5期藤沢市市民活動推進計画の策定に向けて推進委員会で審議しています。

ボランティアの心構え 11 か条

NPO TIPS

情報を共有しましょう。

9. 活動計画の作成と活動報告の提出を！
活動内容やスケジュールについては、事前に団体の担当者とともに話し合いましょう。活動後の報告も忘れずに！

10. トラブルはすぐに連絡しよう
小さなことでも気になるコトは報告を！活動中にトラブルや事件・事故にあった際には、すみやかに団体へ報告を！

11. この心構えは必ず守ること
・心構え・注意事項の内容に違反した場合は、原則として活動を続けることができなくなる場合もあるため、充分注意しましょう。

お互いがこうした心構えを持ち合うことで、双方にとってより良い活動になっていくはず。ぜひ自分たちの団体に合う「心構え」を考えてみてください。(さ)

前回のTIPSでは「ボランティア受け入れの心構え」と題し、市民活動団体とボランティア双方にWIN-WINの関係を築いていくために、受け入れ側の心構えとして重要なポイントを4つお伝えいたしました。今回は、ボランティアをしよう！これからしたい！と思っている方々に向けた心構え11か条を紹介いたします。

1. ボランティア先の説明を聞こう
ボランティア先が実施する事前のガイダンスなどがあれば必ず参加しましょう。

2. 団体の規程・規則を遵守
団体によって、それぞれのルールがあります。トラブルを起こさないように、規程・規則など確認しましょう。

3. 「団体の一員」という自覚を持つ
ボランティアであっても自分が団体のメンバーであるという自覚を持ち、万が一、遅刻や欠席する場合は団体との連絡を密に取りましょう。

4. あいさつ・返事は明るくはっきりと
お世話になるボランティア先の担当者だけでなく、そこに関わる利用者の方などに対しても、明るく・はっきりと「あいさつ」や「返事」を行いましょう。

5. きちんとした言葉づかいで接しよう
社会人として恥ずかしくない言葉づかいや態度で接しましょう。

6. 情報の漏えいや持ち出しあはれは行わない
活動中に知り得た情報はインターネットやSNSの書き込みのほか、第三者へ話すのはやめましょう。

7. 原則、個人的な付き合いをしない
原則ボランティアの活動外で個人的な付き合いは行わないようにしましょう。

8. メモを取る習慣をつけよう
ボランティア先とのやり取りは、できるだけ1対1とならないように気をつけましょう。グループで活動する場合は、情

善意銀行という取組

日本には、善意銀行という取組がある。第2次大戦後、戦前の日本の民間による社会福祉の取り組みは一変した。1946年11月3日に公布され、翌1947年5月3日に施行された日本国憲法89条※1(公金支出・公的財産供用の禁止)を受け、1951年には、「社会福祉事業法」が制定され、社会福祉法人制度が誕生し、ボランティア活動や福祉教育の推進を図る民間の取り組みは始まった。時を同じくして、現在の「全国社会福祉協議会」が「中央社会福祉協議会」として1951年に設立され現在に至っている。

ボランティア活動や福祉教育の推進を図る取り組みは、徐々に制度が創られていき、1962年には全国社会福祉協議会が「社会福祉協議会基本要項」を策定し、社会福祉協議会は、地域住民の意思と活動が反映される組織であるべきとされ、その活動は、行政の指導の下で行う活動ではなく、地域住民が主体となって行うことこそが、地域活動の原則であると述べている。

同時に、徳島県と大分県で【善意銀行(ボランティア・ビューロー)】が動き出した。「善意銀行」は、実際の銀行ではなく、「善意」(寄附やボランティア等の善意)を預かり、地域の福祉や支援を必要とする人々・施設へつなぐ社会福祉制度。

翌1963年に「善意銀行の運営と育成の注意点」が次の様に発表されている。運営と育成の注意点は

※1 憲法第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。



なぜなに
NPO
vol.191

4点あり、最後に目的が示されている。
・地域のボランティア活動の状況を考慮して、適正な地域範囲を設定する
・金品よりも技能や労力の預託と払出しに積極的に取り組む
・金銭の取り扱いには慎重かつ明確な取り扱いをする
・金銭預託の一部を事業費に使用することは差し支えないが、運営費に類するものには使用しない
そして目的は、社会福祉事業に対する住民の直接的参加を促進することです。とある。この注意点と目的を今も守りながら、2025年現在、東京都・愛知県名古屋市・西尾市・熊本市・横浜市緑区などで、「善意銀行」が動いている。

神奈川県内で唯一活動を続けている横浜市緑区で、80代のボランティア活動を続けている方、「善意銀行を知っていますか」と伺った所、「知ってるよ。看板を見たことあるし、配分も受けたことがある。コロナの時は大変助かった。」と言っていました。2022年度の報告書には、年間132万円ほどの寄付と物品の寄付が掲載されている。配分先には、広く社会福祉の領域の組織の名前がずらりと並び、地域活動の財源として活用されている様子を見ることができる。

古の取り組みが、日本における寄付の新しい文化を創り出すかもしれない。(て)